

滝上都市計画区域（滝上町）（非線引き都市計画区域）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

この方針では、滝上都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

（2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

滝上都市計画区域	市 町 名	範 囲	規 模
	滝 上 町	行政区域の一部	約 1,437 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域はオホーツク連携地域の渚滑川上流の山間地に位置しており、市街地は国道 273 号と主要道道士別滝の上線沿道を中心に形成されてきた。

産業については、豊富な森林資源を生かして林業と農業を基幹産業とし、地場資源を活用した木材・木製品の製造を主要工業として発展してきた。

しかし現在は、各産業とも就業人口の減少と高齢化が課題となっており、産業の振興が求められている。また、商業は購買力の低下と、周辺市町村への購買力の流出や後継者不足により厳しい経営状況にある。

一方で、花（芝ざくら、ハッカ）と溪谷に代表される資源の魅力を生かした観光を展開しており、新しい産業として一層の振興が必要である。

本区域の都市づくりでは、「滝上町に暮らしたい人が住み続けられる基盤づくり」「滝上町の良さを活かしていくための基盤づくり」「長期的な展望を持った持続可能なまちを支える基盤づくり」をまちの目指すべき将来像として次の 4 つを基本目標としている。

1. 安全・安心・便利で住みやすい住環境づくり
2. 地域の固有資源の活用による魅力ある環境・景観づくり
3. 町内外の様々な交流活動を支える基盤づくり
4. 協働を支える基盤づくり

今後は安全・安心で暮らしやすく、都市の防災性の向上が図られ、資源循環が進んだ効率的な都市構造を有する、誰もが安心して心豊かに住み続けられるコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを進める。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口や世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後もこれらが増加、発展に転じることは容易でないと推測される。

今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用し

たコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街地の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域の中心市街地においては、居住人口の減少や少子高齢化に伴うコミュニティの衰退、空き店舗、空き地などの増加による商業業務機能の衰退、賑わいの喪失などが課題となっており、中心市街地の機能の回復が求められる。また、農村地区においても人口減少が進行しているが、基幹産業である農業を支える中心地、自然体験・移住体験を通じたふれあいの場としての役割を担うことが必要となる。

このため本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、農林業との調整を図りつつ計画的な土地利用の規制、誘導を行い、合理的な土地利用を図る。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・一般住宅地は、沿道商業業務地の周辺、幸町地区に配置し、周辺住宅地のための生活利便施設等と調和した良好な住環境の形成及び保全を図る。
- ・専用住宅地は、滝美地区、あけぼの地区及び濁川地区に配置し、子育て世帯や高齢者の生活利便性を活かしながら、低層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。

② 商業業務地

- ・本区域の商業地は、3・4・5号栄町通等（主要道道士別滝の上線）の主要幹線道路沿道に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した沿道商業地の形成を図る。

③ 工業・流通業務地

- ・本区域の工業・流通業務地は、幸町地区、栄町地区及び濁川地区の3・4・5号栄町通（主要道道士別滝の上線）、3・4・4号濁川本通（主要道道遠軽雄武線）、町道滝上濁川線沿道に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した上で軽工業施設等が集積する工業地の形成を図る。

(2) 市街地の土地利用の方針

① 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・郷土景観を構成する滝上神社周辺の樹林地は、都市における良好な自然環境を有していることからその保全に努める。

(3) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・本区域のうち、集团的農用地や、国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として今後とも優良な農用地としてその保全に努める。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 洪水、浸水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・ 土砂災害特別警戒区域に指定されている地区については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
- ・ 既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・ 土砂流出防備保安林等については、森林の持つ公益的機能の維持・増進に努め、今後とも適切な保全を図る。
- ・ その他豊かな自然環境を有する山林原野、樹林地、河川敷地等については、今後とも良好な自然環境の保全に努める。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・ 市街地については、農林業との調整を図りつつ、用途地域や特定用途制限地域などの地域地区の指定を視野に、住宅地、商業業務地、工業地の土地利用区分を適切に行い、良好で効率的な市街地環境の形成や無秩序な土地利用の抑制を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、オホーツク連携地域の北部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した道路網の形成に努める。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・ 都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・ 多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・ 歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・ 公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点の整備を進める。

b 整備基準の目標

- ・交通体系については、広域のかつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年 (2015 年) (基準年)	令和 12 年 (2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	2.03 km/km ²	2.03 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・3・4・1号新町通（国道273号）及び3・4・2号新町通（国道273号）を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・4号濁川本通（主要道道遠軽雄武線）、3・4・5号栄町通（主要道道士別滝の上線）、3・4・8号神社通（一般道道シラトリマップ滝ノ上原野線）及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

土地利用計画と河川及び下水道の整備計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。

ア 下水道

- ・都市の健全な発展と生活環境の改善、公共水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。

イ 河川

- ・流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を推進するとともに、自然環境に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

- ・本区域の下水道普及率は、平成27年（2015年）で84.2%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備促進を図る。

イ 河川

- ・河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

- ・滝上公共下水道については、特定環境保全公共下水道事業により適切に配置する。

b 河川

- ・市街地に流れる渚滑川、サクルー川及びシュウトルマップ川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川及び水辺空間の整備に努める。

(3) その他の都市施設

- ・ ゴミ焼却場及びゴミ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に整備を図るものとし、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域は、中心市街地を北見山脈の山々が取り囲んでおり、その間を流れる渚滑川、シュウトルマップ川、サクルー川及びオシラネツ川の水辺空間とともに、良好な都市環境が形成されている。

本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、芝ざくら滝上公園及び道の駅広場公園を配置する。

b レクリエーション系統

日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、滝美児童公園及び栄町児童公園を配置する。

c 防災系統

災害時における避難地として、滝上運動公園を配置する。

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。

また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

- ・ 都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、「北海道みどりの基本方針」等に基づき、都市施設の配置、見直しを検討する。